

議 第 41 号

令和 4 年 2 月 16 日提出

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する
条例

(熊本市立高等学校条例の一部改正)

第1条 熊本市立高等学校条例(昭和39年条例第40号)の一部を次のように改正
する。

第2条中「、位置及び学科」を「及び位置」に改め、同条の表学科の欄を削る。

第3条第2項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改める。

(熊本市立総合ビジネス専門学校条例の一部改正)

第2条 熊本市立総合ビジネス専門学校条例(平成2年条例第44号)の一部を次の
ように改正する。

第3条中「及び修業年限」を削り、「別表第1のとおり」を「専門課程」に改め、
同条に次の1項を加える。

2 学校の生徒の修業年限は、2年とする。

第4条第1項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に、「別表第2」を「別
表」に改め、同条第2項中「授業料」を「前項に規定する授業料(以下「授業料」
という。)」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3
項中「入学考査料」を「第1項に規定する入学考査料(以下「入学考査料」という。)」
に改め、同条第4項中「入学料」を「第1項に規定する入学料(以下「入学料」と

いう。)」に改め、同条第5項中「及び入学料」を「、入学料及び受講料」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項に規定する受講料（以下「受講料」という。）は、初回の授業の実施日以前であって市長が別に定める日までに納めなければならない。

第5条を次のように改める。

（授業料等の減免）

第5条 市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、授業料、入学考査料、入学料又は受講料のうち、それぞれ当該各号に定めるものを減免することができる。

- (1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶ場合 授業料及び受講料
- (2) 災害その他特別な理由があると認める場合 授業料、入学考査料、入学料及び受講料
- (3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定された場合 授業料及び入学料（生徒として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。）
- (4) 熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）第2条に規定する高等学校に在籍する場合 入学料（別表備考第1項の科目等履修生として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。）及び受講料

別表第1及び別表第2を削り、附則の次に別表として次の1表を加える。

別表（第4条関係）

対象者	区分	金額
生徒	授業料	年額168,000円
	入学考査料	5,200円
	入学料	58,000円
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

備考

- 1 この表において「科目等履修生」とは、単位の修得を目的として専修学校

設置基準（昭和51年文部省令第2号）第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。

2 この表において「聴講生」とは、単位の修得を目的とせずに専修学校設置基準第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。

3 1単位に含まれる授業時数は、専修学校設置基準に基づき教育委員会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）における生徒の入学、科目等履修生の入学及び受講並びに聴講生の受講に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（施行日前の生徒等の入学料徴収等に関する特例）

3 施行日以後に学校に入学しようとする生徒に係る入学考査料及び入学料並びに科目等履修生に係る入学料は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例（以下「新条例」という。）第4条、第5条及び別表の規定の例により徴収し、又は減免することができる。

4 前項の規定による入学考査料及び入学料の徴収又は減免は、施行日以後においては、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定によりなされたものとみなす。

（提出理由）

市立総合ビジネス専門学校の課程の見直し等に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

市立高等学校・市立総合ビジネス専門学校改革に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

○ 熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）新旧対照表

（第1条関係）

改正後（案）	現行	備考															
<p>（名称等）</p> <p>第2条 高等学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立必由館高等学校</td> <td>熊本市中央区坪井4丁目15番1号</td> </tr> <tr> <td>熊本市立千原台高等学校</td> <td>熊本市西区島崎2丁目37番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p>（授業料）</p> <p>第3条 高等学校の授業料は、年額118,800円とする。</p> <p>2 前項の授業料は、月割分納とし、毎月月末までに納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>	名称	位置	熊本市立必由館高等学校	熊本市中央区坪井4丁目15番1号	熊本市立千原台高等学校	熊本市西区島崎2丁目37番1号	<p>（名称等）</p> <p>第2条 高等学校の名称、位置及び学科は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>学科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊本市立必由館高等学校</td> <td>熊本市中央区坪井4丁目15番1号</td> <td>普通科</td> </tr> <tr> <td>熊本市立千原台高等学校</td> <td>熊本市西区島崎2丁目37番1号</td> <td>普通科 情報科</td> </tr> </tbody> </table> <p>（授業料）</p> <p>第3条 高等学校の授業料は、年額118,800円とする。</p> <p>2 前項の授業料は、月割分納とし、毎月月末までに納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p>	名称	位置	学科	熊本市立必由館高等学校	熊本市中央区坪井4丁目15番1号	普通科	熊本市立千原台高等学校	熊本市西区島崎2丁目37番1号	普通科 情報科	<p>※ 本市においては、これまで学科も条例に規定することとしていたが、今回の見直しにより学科名の変更を柔軟に行えるようにするため、削るもの</p>
名称	位置																
熊本市立必由館高等学校	熊本市中央区坪井4丁目15番1号																
熊本市立千原台高等学校	熊本市西区島崎2丁目37番1号																
名称	位置	学科															
熊本市立必由館高等学校	熊本市中央区坪井4丁目15番1号	普通科															
熊本市立千原台高等学校	熊本市西区島崎2丁目37番1号	普通科 情報科															

○ 熊本市立総合ビジネス専門学校条例（平成2年条例第44号）新旧対照表

（第2条関係）

改正後（案）	現行	備考
<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）の課程は、<u>専門課程</u>とする。</p> <p><u>2 学校の生徒の修業年限は、2年とする。</u></p> <p>（授業料等）</p> <p>第4条 学校の授業料、入学検査料、<u>入学料及び受講料</u>の額は、<u>別表</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>前項に規定する授業料（以下「授業料」という。）</u>は、月割分納とし、毎月月末までに納めなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>第1項に規定する入学検査料（以下「入学検査料」という。）</u>は、学校に入学しようとする者から徴収する。</p> <p>4 <u>第1項に規定する入学料（以下「入学料」という。）</u>は、学校に入学を許可された者から徴収する。</p> <p><u>5 第1項に規定する受講料（以下「受講料」という。）は、初回の授業の実施日以前であって市長が別に定める日までに納めなければならない。</u></p> <p><u>6 既納の入学検査料、入学料及び受講料は、還付しない。ただし、次条の規定による減免をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>（授業料等の減免）</u></p> <p>第5条 <u>市長は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、授業料、入学検査料、入学料又は受講料のうち、それぞれ当該各号に定めるものを減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶ場合 授業料及び受講料</u></p> <p><u>(2) 災害その他特別な理由があると認める場合 授業料、入学検査料、入学料及び受講料</u></p> <p><u>(3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定された場合 授業料及び入学料（生徒として学校に入学</u></p>	<p>（課程及び修業年限）</p> <p>第3条 熊本市立総合ビジネス専門学校（以下「学校」という。）の課程及び修業年限は、<u>別表第1のとおり</u>とする。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>（授業料等）</p> <p>第4条 学校の授業料、入学検査料及び<u>入学料</u>の額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2 <u>授業料</u>は、月割分納とし、毎月月末までに納めなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>入学検査料</u>は、学校に入学しようとする者から徴収する。</p> <p>4 <u>入学料</u>は、学校に入学を許可された者から徴収する。</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>5 既納の入学検査料及び入学料</u>は、還付しない。ただし、次条の規定による減免をしたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p><u>（授業料等の減免）</u></p> <p>第5条 <u>市長は、第1号に該当するときは授業料を、第2号に該当するときは授業料、入学検査料及び入学料を、第3号に該当するときは授業料及び入学料を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 病気その他正当な理由による休学が1月以上に及ぶとき。</u></p> <p><u>(2) 災害その他特別な理由があると認めるとき。</u></p> <p><u>(3) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等減免対象者として認定されたとき。</u></p>	<p>※ <u>一般課程（夜間）を廃止し、「科目等履修生」及び「聴講生」の受入れを開始することに伴う規定の整備</u></p> <p>※ <u>同上</u></p> <p>※ <u>同上</u></p> <p>※ <u>同上</u></p> <p>※ <u>同上</u></p>

することを許可された者から徴収するものに限る。)

(4) 熊本市立高等学校条例(昭和39年条例第40号)第2条に規定する高等学校に在籍する場合 入学料(別表備考第1項の科目等履修生として学校に入学することを許可された者から徴収するものに限る。)及び受講料

[削る]

[削る]

別表(第4条関係)

対象者	区分	金額
生徒	授業料	年額168,000円
	入学検査料	5,200円
	入学料	58,000円
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

備考

- この表において「科目等履修生」とは、単位の修得を目的として専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。
- この表において「聴講生」とは、単位の修得を目的とせずに専修学校設置基準第15条の規定により学校の授業科目を履修する者をいう。
- 1単位に含まれる授業時数は、専修学校設置基準に基づき教育委員会が定める。

別表第1(第3条関係)

課程	修業年限
専門課程(昼間)	2年
一般課程(夜間)	1年

別表第2(第4条関係)

課程	授業料(年額)	入学検査料	入学料
専門課程	168,000円	4,800円	30,000円
一般課程	84,000円	4,800円	15,000円

[新設]

○ 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)[抄](定義)

第二条 [略]

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科(大学の学部
に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校の学科(第
四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科(大学の学部
に準ずるものとして文部科学省令で
定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 [略]

○ 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)[抄](科目等履修生)

第十五条 専修学校は、専修学校の定めるところにより、当該専修学校の生徒以外の者に、当該
専修学校において、一又は複数の授業科目を履修させることができる。

(単位制による学科を置く専修学校における科目等履修生)

第二十六条 単位制による学科を置く専修学校においては、第十五条の規定により専修学校の授
業科目を履修する者(以下「科目等履修生」という。)に対し、多様な教育の機会の確保につ
いて配慮するよう努めるものとする。

2・3 [略]

※ 同上

※ 同上

※ 同上

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 熊本市立総合ビジネス専門学校(以下「学校」という。)における生徒の入学、科目等履修生の入学及び受講並びに聴講生の受講に係る手続その他必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(施行日前の生徒等の入学料徴収等に関する特例)

- 施行日以後に学校に入学しようとする生徒に係る入学検査料及び入学料並びに科目等履修生に係る入学料は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の熊本市立総合ビジネス専門学校条例(以下「新条例」という。)第4条、第5条及び別表の規定の例により徴収し、又は減免することができる。
- 前項の規定による入学検査料及び入学料の徴収又は減免は、施行日以後においては、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定によりなされたものとみなす。

市立高等学校・市立専門学校改革に伴う関係条例の整備について

市立総合ビジネス専門学校の課程の見直し等に係る条例を制定し、関係条例の整備を行うもの

1 熊本市立総合ビジネス専門学校条例

(1)一般課程（夜間）の廃止

授業料（年額）	入学考査料	入学料	
84,000円	4,800円	15,000円	⇒廃止

(2)科目等履修生及び聴講生を受講対象者とするに伴う受講料等の新設等

対象者	区分	金額
科目等履修生	入学料	3,000円
	受講料	1単位につき10,000円
聴講生	受講料	1単位につき10,000円

★現行の一般課程（夜間OA経理科）を廃止するが、一部科目を夜間にも開講し、科目等履修生及び聴講生として受け入れることで、社会人等の学習ニーズに対応する。

★科目等履修生及び聴講生は、昼間に開講する科目においても受け入れる予定。

夜間開講想定科目（例）	学修内容
アントレプレナーシップ論	挑戦する心・自立（自律）・主体性を学修
マーケティング	市場調査等の全過程にわたって行う企業活動を学修
デジタルツール基礎	パソコンソフトの基本的な活用法を学修
基本簿記・商業簿記・工業簿記	日商簿記2～3級商業簿記、2級工業簿記程度を学修

(3)専門課程における生徒として入学しようとする者に係る入学考査料等の改定

区分	現行	改定後	改定額	国（参考）※
授業料（年額）	168,000円	168,000円	-	166,800円
入学考査料	4,800円	5,200円	+400円	9,600円
入学料	30,000円	58,000円	+28,000円	70,000円

※国立大学等の授業料その他の費用に関する省令第2条に規定する国立専修学校の標準額

(4)市立高等学校の在校生が科目等履修生又は聴講生となる場合における受講料等の減免に係る規定の新設

2 熊本市立高等学校条例

学科改編に伴う規定の整備等

※学科名について、条例で規定していたものを、熊本市立高等学校学則で規定することとし削除するもの

3 施行日 令和5年（2023年）4月1日等